

学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月
宇部市立岬小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、岬小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育目標が示す「学び合い、支え合って生きる」を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮して対応します。

(3) いじめの分類

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知するもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめを起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

※進行したいじめへの組織的対応は、最低4人による指導体制をつくる。

教師A（担任） 教師B（教師Aの支え） 教師C（さとす） 教師D（傍観者への声かけ）

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじり、いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじり、いじめへの対応）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議を中核として、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。

【いじめ問題対策会議の構成員】

リーダー：校長、サブリーダー：教頭
(教職員) 教務主任、生徒指導主任、特別支援教育校内コーディネーター、
特別支援教育地域コーディネーター、教育相談担当、養護教諭
(心理や福祉の専門家) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
(保護者や地域住民の代表) 学校運営協議会会長、PTA会長、民生児童委員等

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長過程に即した重点的かつ具体的な取組を行います。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や児童会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。
- ・中学校0学年として、6年生を対象にアンケートを行い不安や悩みを抱える児童にスクールカウンセラーによる個別の教育相談を行います。

ウ 教育相談週間との連携

本校の年3回の教育相談週間を、持ち帰り「いじめアンケート」（保護者回答含む）の実施後に設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 聴き合う関係を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。 ② 人権教育・道徳教育・特別支援教育を中核とした心の教育を推進します。 ③ 「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚や言語感覚を育成します。 ④ 「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。 ⑤ 自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組やキャリア教育の推進を図り、子どもたちの心と体の成長を促進します。 ⑥ 集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手くかかわれるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童が、集団活動が苦手な児童の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進めます。また、全教職員が、カウンセリングマインドでの確かな児童理解ができるよう研修を深めていきます。 ⑦ 特別支援教育サブセンター校として、障害のある児童と障害のない児童が交流及び共同学習をするとともに、どの子にも学ぶ喜び、分かる楽しさを感じさせ、確かな学力の定着を図るユニバーサルデザインを意識した授業を行います。 ⑧ 平成25年12月に制定した「岬っ子こころいっぱい宣言」を、児童会において再度見直しを図り、毎日、朝の会で唱和するとともに、宣言の内容を実践していく取組を計画的に行います。 ⑨ 各学級で傍観者を作らない互いに修正し合える集団作りに努めます。 ⑩ 外遊びを通して児童が関わり合える環境を整え、人間関係作りを促します。 ⑪ 保護者も対象として、情報モラルに関する学習を、毎年計画的に行います。 ※情報モラルについて学年で考える機会をつくることで、子ども達の意識を高める。 ⑫ 昼休みや登下校の見守りを地域の方々と一緒に行います。 ⑬ 地域の民生委員や市の家庭教育支援事業と連携した悩みを相談できるサロンを個人懇談時に開催します。 ⑭ <u>毎年9～11月に人権教育参観日を実施します。4～6年の児童や保護者、地域等に向けた人権に関する講話を開催します。</u>
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰にも相談できない児童がいるのではないかと認識の下、日常の観察や声かけを行い、迅速・適切・効果的な対応（組織的対応等）を図ります。 ② 「こころスッキリアンケート（週1回）」（悩み相談）を実施します。 ③ 児童対象持ち帰り方式「いじめアンケート」を年2回実施します。 ④ 保護者回答「いじめ等相談アンケート」を年2回実施します。 ⑤ いじめが潜在化・偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が

	<p>発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動や服装の乱れなどに留意します。</p> <p>⑥ いじめにつながる事案など気になることが発生した場合、連絡会等で情報の共有を図るとともに、全教職員で見守り、対応できる体制をつくります。</p> <p>⑦ 特別支援学級に在籍する児童や、特別な支援を必要としている児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守り、支援する体制を図ります。</p> <p>⑧ 教育相談ポスト(通称：ポストン)の設置や教育相談室での対話を実施することで、相談しやすく落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整えます。</p> <p>⑨ 休み時間の見守りや昼食時の指導等は、全教職員で連携して行います。</p> <p>⑩ 学校等にも相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを学校だよりなどで周知します。</p> <p>⑪ いじめアンケートの結果をまとめ、年3回開催のいじめ問題対策会議で、現状を把握し、問題となる事案があれば対応を検討します。</p>
<p>いじめの 早期対応</p>	<p>① いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。</p> <p>※校内連携体制の強化 <u>毎週金曜日の連絡会において、生活アンケートや週の出来事を基にした各学級の児童の様子についての共有をする。</u></p> <p>② いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応、聴き取り等により、状況等の詳細を把握し、管理職に報告するとともに、連絡会等で全教職員に情報の共有を行います。</p> <p>③ 把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。</p> <p>④ いじめを受けている児童が相談しやすい教職員が対応を行います。</p> <p>⑤ 生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている児童への対応を行います。</p> <p>⑥ 複数の教職員で、周囲の児童への対応を行います。</p> <p>⑦ 担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等、複数の教職員が、いじめを受けている児童の保護者へ誠意をもって対応を行います。</p> <p>⑧ 全家庭への対応が必要な場合は、管理職が、PTA等との協議等を行います。</p> <p>⑨ 重大性・緊急性により、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。</p> <p>保護者・地域との共同の対応が必要な場合をはじめ、必要に応じていじめ問題対策会議を開催し、迅速かつ適切な対応を協議します。</p>

イ 家庭や地域との連携

家庭との連携	<p>○いじめ問題に対する学校の毅然とした姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。</p> <p>○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを構築していきます。</p> <p>○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。</p> <p>○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進めます。</p> <p>○必要に応じて家庭教育学級等にて、CAPプログラムなどのいじめ防止等に関する研修の機会を設けます。</p> <p>○いじめアンケートの公表を行い、地域総ぐるみのいじめ対策に努めます。</p> <p>○ノーメディアデーの設定等について、PTAと連携した取組を進めます。</p>
地域との連携	<p>○定期的に学校公開日（週間）を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高めます。</p> <p>○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。</p> <p>○学校運営協議会等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図ります。</p>

(2) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

ア 実態把握

生活アンケートを実施し、携帯電話や通信機能を有するゲーム機器等の使用状況の把握と未然防止に努め、問題事案が発覚した場合は、保護者と連携して問題解決に当たります。

イ 未然防止

正しくメディアと付き合う良さを授業や講話を通して伝える。

保護者の方にも子ども用のタブレットを使っていただく機会を設け、どこまでできる機能があるのか知っていただく。

ウ 家庭との連携による対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度な流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて、家庭とともに対応します。

(3) 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめへの対応

・教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を保護者と連携を取りながら対応します。

・児童が障害の特性を理解できるよう学級指導や全校指導を行い、障害のある児童がかかわるいじめの未然防止に努めます。また、発生した場合は、情報を正確に確認し必要に応じて、個別指導や学級指導、全校指導を行います。

4 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会・警察へ報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、本校「いじめ防止基本方針」の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。